様式第１号(第５条関係)

令和　　年　　月　　日

(宛先) 八潮市長

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先（電話）

八潮市空家バンク物件登録申込書

　八潮市空家バンク実施要綱第５条第１項の規定に基づき、次の同意事項全てに同意し、必要事項を選択のうえ、添付書類を添えて物件登録を申し込みします。

１　同意事項（記載内容を確認し、同意する場合は□にチェックを入れてください。）

* 空家等の売買又は賃貸借の契約交渉等（以下、「契約交渉等」という。）については、要綱第５条第２項に基づき選任された媒介業者を通じて行うこと。
* 登録申込みに係る個人情報が契約交渉等を目的として媒介業者及び利用登録者に提供されること。

（※提供された個人情報は本事業の目的以外には利用しません。）

* 登録した空家等の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について全国版空き家バンクの空家情報として一般に公開されること。
* 登録申込みされた物件についての立入調査、写真撮影、その他物件に必要な調査の実施に立会うこと。
* 登録申込みをする物件について、利用者の自己負担による修繕等が行われることに異議がないこと。
* 契約成立後は、宅地建物取引業法(昭和２７年法律第１７６号)第４６条第１項の規定に基づく額の報酬を担当媒介業者に支払うこと。
* 契約交渉等には誠意をもって臨み、契約及び契約成立後に生じた紛争等について、当事者間で解決を図り、市は一切関与しないこと。
* 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員という。以下同じ）又は、暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

２　媒介を依頼したい不動産業協会等の選択

（次のどちらかの団体にチェックしてください。）

* 公益社団法人　埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部
* 公益社団法人　全日本不動産協会埼玉県本部越谷支部

（各支部の所属業者は各団体の業者一覧表をご参照ください。）

３　添付書類

□　八潮市空家バンク物件登録カード（様式第２号）

□　本人確認書類（運転免許証又は健康保険証等の写し）

□　土地・建物に関する登記事項証明書又は登記簿謄本

（未登記建物の場合は、公課証明書を提出。）

（賃貸借の場合には、建物に関する書類のみ提出。）

４　その他添付書類（【　】内条件に該当する場合、３と併せて添付）

【共有者持分である又は借地等の場合】

□　同意書

【申込者が所有者と異なる場合】

□　委任状

【相続登記未済の場合】

□　戸籍謄本又は相続人であることが確認できる書類

□　相続人の同意書（相続人が複数人いる場合）

５　参考書類

□　案内図

□　間取り図